



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後の公立夜間中学の成立過程と学校運営に関する歴史的研究 : 1950年～1970年代の奈良県と大阪府を中心に [全文の要約]
Author(s)	横関, 理恵
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第14221号
Issue Date	2020-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82031
Type	doctoral thesis
File Information	Rie_Yokozeki_summary.pdf



戦後の公立夜間中学の成立過程と学校運営に関する歴史的研究
—1950 年～1970 年代の奈良県と大阪府を中心に—

横 関 理 恵

序論 研究の背景と課題設定

本論文の目的は、1950 年から 1970 年代までの公立の夜間中学の成立過程とその運営を奈良県と大阪府に着目して歴史的に明らかにすることである。本研究が対象とする公立夜間中学とは、公立中学校夜間学級（以下、夜間中学）である。1947 年に施行された新学制において中学校が義務教育となったが、戦後の混乱の中で、家庭の経済的事情から昼間に就労または家事手伝いを余儀なくされ、中学校を長期欠席している学齢者が多くいた。これらの生徒のために教員が独自に夜間に授業を行い、その後、市町村教育委員会が関わり夜間中学が開設された。入学者は、1947 年から 1960 年代頃までは主に学齢の子どもであったが、次第に学齢超過者が多くなり、1960 年代以降、学齢超過の義務教育未修了者がその対象となり、日本人のみならず、在日韓国朝鮮人等が夜間中学で学ぶようになった。公教育制度の周縁に位置つきながらも、その時代ごとに生じる制度上の教育課題を浮き彫りにし、様々な人々の教育を受ける権利を保障してきたのが本研究で対象とする夜間中学である。

本研究では、以下の 3 つの研究課題に取り組んだ。①1947 年から 2017 年までの全国の学校数・生徒数、及び全国の生徒層（年齢別・国籍別等）、地域別（東京都・大阪府）の生徒層の推移を具体的な数値を用いて明らかにし、その推移の変化の特徴から、夜間中学の時期区分を行うこと（第 1 章）。②1960 年代以前に開設された夜間中学に関する資料の散逸が進み、その実態把握が困難な状況にあるが、独自の調査で得られた資料を加え、奈良県下の夜間中学の開設経緯を明らかにし、その歴史像を豊かにすることを試みる（第 2 章）。③1960 年以後、全国にわずかしこ設置されていない夜間中学の特質上、居住地を越えて他府県へ生徒が移動する現象が生じ、そのことが夜間中学の開設過程に影響を与えていた。1960 年代末から 1970 年代の大阪府、1970 年代の奈良県を取り上げ、両府県の連関に着目し、広域的視点から夜間中学の開設過程の検討を試みる（第 3 章、第 4 章、第 5 章）。

第 1 章 戦後の夜間中学の開設の背景とその量的推移

本章では、戦後の夜間中学の生徒層の歴史的分析に取り組んだ。従来の研究では、戦後から 1970 年代までを対象としたものであり、学校数、生徒数の増減の特徴をもとに時期区分がなされており、生徒層の分析が行われてこなかった。これに対して、本章では、1947 年から 2017 年までの夜間中学を全国の生徒層（年齢別・国籍別等）及び、地域別（東京都・大阪府）の生徒層を分析し、最も多い生徒層をもとに時期区分を行った。第 1 期は 1947 年から 1960 年代末まで（学齢期・10 代・日本人）、第 2 期は 1970 年代から 1996 年まで（60 代以上・在日韓国朝鮮人）、第 3 期は 1997

年から 2007 年まで（引揚者）、第 4 期は 2008 年以降（若年・その他外国人）と時期区分した（括弧内は最も多い生徒の属性）。生徒層（全国）を分析すると、1970 年代以前の生徒層は学齢または 10 代の日本人が主だが、1970 年代以降、在日韓国朝鮮人が急増し、1996 年頃まで続いた。生徒層（地域別）の推移を分析すると、在日韓国朝鮮人が急増しているのは大阪であることが判明し、全国の生徒層の特徴に影響を与えたことを明らかにした。

第 2 章 戦後における夜間中学の成立過程

本章では、1953 年の義務教育国庫負担金制度が確立する前後の奈良県における夜間中学の開設過程を明らかにした。1950 年代の奈良県の夜間中学の特徴は、被差別部落に開設された点であった。奈良市では、1950 年代に奈良県同和教育研究所が設立されており、長欠調査が実施されていた。また、夜間中学を開設した校長で組織された同和教育研究会が設立される等、被差別部落の子どもたちの長欠問題の改善を目指した取り組みが背景にあった。奈良市の場合、県費による就学奨励費を活用して同和教育対策の一つとして夜間中学を開設した。一方で、地域住民で組織された村政民主化運動により、夜間中学が開設された北葛城郡河合村の事例を取り上げた。いずれの事例も、被差別部落の長欠対策として夜間中学が開設され、日本人の学齢児と 10 代の若者が通っていたことを明らかにした。

奈良県の場合、市・村の教育委員会が公費をつけて計画的に夜間中学を開設したのではなく、学校独自の取り組み（奈良市）により、あるいは、子どもの教育保障に目を向けた地域住民の運動（北葛城郡河合村）により、夜間中学の開設が求められ、後に、公立の夜間中学としてその開設を教育委員会が承認した経緯を解明した。

第 3 章 大阪における夜間中学の開設

本章では、1947 年から 1950 年代の大阪府下の夜間中学の開設経緯を概観したのち、行政管理庁が夜間中学廃止勧告を発した 1966 年以降から 1969 年までの夜間中学増設運動と天王寺夜間中学の過程を明らかにした。

1947 年から 1950 年代末までの大阪府下には家庭の貧困のために、長欠不就学対策として子ども達の就学保障を目的に夜間中学が開設されていた。中学校の校舎の他、被差別部落の公民館などで開校されたが、1960 年代末までに次第に廃止された。1947 年から 1950 年代末まで夜間中学は 11 校存在したが、1960 年代末には岸和田市の 1 校（府教委未認可）のみとなっていた。1966 年 11 月に行政管理庁より出された夜間中学早期廃止勧告に対して、東京都荒川区立第九中学校卒業生高野雅夫が反対運動を展開した。高野の働きかけを受けて、大阪教職員組合等の運動団体が立ち上がり、それと連携した革新政党が、府議会、市議会で夜間中学の問題を取り上げ、大阪府と大阪市に開設を要求した。その結果、大阪府教育委員会から大阪市教育委員会へ要請がなされ、1969 年 6 月 5 日に大阪市立天王寺夜間中学が開設された。入学資格に学齢超過の義務教育未修了者と明記されたのは天王寺夜間中学が最初であった。天王寺夜間中学の生徒には、日本人、在日韓国朝鮮人、引揚者が含まれ、生徒層の多様化が始まった。

戦後の義務教育制度は、憲法第 26 条「教育を受ける権利」（第 1 項）と「義務教育」（第 2 項）により、すべての人々に教育を受ける機会を保障することを定めている。しかし、現実には、義務教育制度は十全ではなく、家庭の貧困や親の無理解等の理由により、学齢期に義務教育を受けられなかった人が存在し、長期間に渡り、学齢超過の義務教育未修了者の数を滞留させてきた。1960 年代以降、それらの人々の教育保障の問題に、新たな光が当てられたのである。大阪の夜間中学増設は、学齢超過の義務教育未修了者の教育保障に取り組む必要性を社会に訴える先駆けと言えるものであった。

第 4 章 大阪の夜間中学の入学希望者急増と教育条件整備の課題

本章では、1969 年 6 月から 1976 年 10 月までの大阪府下の夜間中学における教育条件整備の課題、及び、入学対象者から府外在住者を排除するに至るプロセスを明らかにした。

1969 年 6 月から 1976 年までの府議会、市議会において断続的にはあるが、夜間中学の問題が取り上げられた。大阪市立天王寺夜間中学の入学者数は想定を超え、生徒数は増加し続けた。学校の収容限度を超過し、入学保留者の問題が 1969 年 11 月の大阪市議会で取り上げられた。改善策として大阪市内 2 校目の菅南夜間中学が開設された。また、市外にも 1972 年に 3 校、1973 年に 1 校が新設された。しかし、大阪市内での生徒数は増加し続け、この頃から生徒に引揚者、在日韓国朝鮮人が多数含まれるようになり、夜間中学の教育方法に様々な影響を与え、夜間中学の運営が困難になった。大阪市立天王寺夜間中学の 1976 年度の新入生は、在日朝鮮人が 7 割となり、日本語指導などの個別対応が必要となったため、「育てる会」や大阪市教職員組合が、教員の増員など教育条件の改善を求めて要望書や質問書を市に提出したが、これらは実現されなかった。

そこで、大阪府は、生徒数の増加を抑制するために 1976 年度より夜間中学の入学資格を府内「在住・在勤」から「在住」とし、他府県からの入学者を受け付けない方針へと転換し、これによって、他府県から大阪府下の夜間中学に通っていた生徒は排除される結果を導いたのである。

第 5 章 1970 年代の奈良県における夜間中学の開設

本章では、1970 年代を対象に奈良市立春日夜間中学の開設経緯を明らかにした。1976 年度から大阪府は、教育行政の想定を超えて入学者が急増したため、入学資格を変更し、他府県からの入学を制限した。そのため、奈良県から通学する生徒は学ぶ場所を失った。そこで大阪の夜間中学の教員が「奈良に夜間中学をつくる会」を発足させ、夜間中学開設運動を展開した。奈良県議会の議論では、学齢超過者は「学校教育」ではなく、「社会教育」で受け入れ、中学校卒業認定試験を受験し卒業資格を取得するべきとの認識が奈良県教育委員会にあり、公立の夜間中学を開設することについては、消極的であった。また、奈良市議会では、「つくる会」の事務局員岩井と共に夜間中学増設運動を担った市原市議は、学齢超過者の教育権保障を担う責任について奈良市教育委員会に問い夜間中学の速やかな開設を訴え、奈良市教育委員会に働きかけた。

このような経緯を経て、1977 年 12 月 6 日に奈良市議会で一般会計補正予算に夜間中学開設費が計上された。そして、奈良市教育委員会から提出された「夜間中学設置申請届出」を奈良県教育委員会が受理し、1978 年 4 月に奈良市立春日夜間中学が開設された。奈良の場合、大阪の夜間中学の教員が中心となり「奈良に夜間中学をつくる会」を発足させ、奈良県下で夜間中学を開設する運動を展開した。公立の夜間中学が発足する前には、自主夜間中学・私設奈良夜間中学校を開設し、学齢超過の日本人、引揚者を受け入れた。これらの人々の教育ニーズを反映して、奈良市立春日中学に夜間中学が開設された。本章では、その過程を明らかにした。

終章

本章では、1950 年代から 1970 年代までの奈良県と大阪府を中心に、公立の夜間中学の成立過程とその運用について、各章で検討した結果を総括した。夜間中学の入学対象者が学齢から学齢超過者へと限定される経緯については、大多和（2017）により明らかにされたが、複数の自治体を連関させ広域的な視点から、夜間中学の開設過程は検証されてこなかった。これに対して、本研究では、1960 年代末から 1970 年代の奈良県と大阪府の両県を広域的な視点で捉え、夜間中学の開設経緯を明らかにした。1960 年代中頃、大阪市内に夜間中学が未設置の時期には、神戸市の夜間中学に通う生徒が発生したが、その後、1969 年に大阪市内に夜間中学が開設されると爆発的に生徒数が増加し続け、大阪府内に複数の夜間中学が増設されたものの、生徒数の適正規模を維持できないため、他府県からの入学者を排除するよう政策転換した。当時、夜間中学が全廃されていた奈良市から大阪市に通う夜間中学生は学ぶ場を失い、これを契機とし奈良市内で夜間中学開設運動が展開され、その結果として奈良県に夜間中学が設置された経緯を明らかにした。

本研究では 1950 年から 1970 年代末までの奈良県と大阪府のみと非常に限られた地域と時期ではあるが、夜間中学の開設過程とその運営について可能な限り詳細に明らかにした。以上が本研究の知見である。

参考文献

- 浅野慎一（2014）「戦後日本における夜間中学の卵生と確立—1947～1955 年」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 7 巻第 2 号。
- 江口怜（2015）「1950 年代の和歌山県における部落子ども会と夜間学級」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 41 号。
- 尾形利雄・長田三男（1967）『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房。
- 大多和雅絵（2017）『戦後夜間中学の研究—学齢超過者の教育を受ける権利をめぐる』六花出版。
- 横井敏郎（2018）「現在日本の義務教育の拡散・拡張：制度外教育機会・規制緩和の観点から」『教育制度学研究』第 25 号。